

知っていますか？

野外焼却の禁止

野外でごみを燃やすことにより、『洗濯物に臭いがつくので迷惑している』、『煙で窓を開けることができず換気ができない』などの苦情が多数寄せられています。



基準を満たした焼却設備以外でのごみの野外焼却は、農業を営む上で出た稲わらを燃やす行為など、一部例外を除き法律により禁止されています。

なお、即席の焼却炉やドラム缶などを使った野外焼却は、焼却設備の構造や焼却方法の基準を満たしていない為、禁止されています。

野外焼却を行なった者には『罰則』が適用される場合もあります。

（ 個人の場合、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金
法人の場合、3億円以下の罰金 ）

清潔な生活環境を守るためにも、ごみは適正に処分しましょう。

大野城市 循環型社会推進課 生活環境・最終処分場担当

TEL 092-580-1887